

議案第42号関係資料

その他の福祉事業の取扱いについて

平成 16 年 1 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

(36) その他の福祉事業

福祉専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	福祉保健部の連絡調整課としての業務		×	×	B	
2	生活福祉資金の貸付				B	
3	福祉行政報告例関係				B	
4	福祉職員研修事務		×	×	B	
5	福祉現場実習生の受入事務		×	×	B	
6	地域福祉計画		×	×	B	
7	災害弔慰金、災害障害見舞金支給				B	
8	災害援護資金貸付				B	
9	災害見舞金支給		×	×	B	
10	民生児童委員協議会補助(負担金)				B	
11	民生委員・児童委員活動補助				B	
12	民生委員推薦会				B	
13	市民児協との連絡調整				B	
14	民生児童委員の研修		×	×	B	
15	社会福祉協議会補助				B	
16	社会福祉協議会委託				B	
17	社会福祉協議会との連絡調整				B	
18	ふれあい福祉相談センター設置補助			×	B	
19	福祉協力員研修会等補助		×	×	B	
20	地域福祉活動ネットワーク事業補助				B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	市民小口資金および高額医療費支払資金貸付		×	×	B	
22	社会福祉法人・施設の指導監査		×	×	B	
23	日本赤十字社関係				B	
24	(河辺町)総合福祉交流センターの管理運営	×		×	A	
25	老人福祉センターの管理運営		×	×	B	
26	御所野交流センターの管理運営		×	×	B	
27	社会福祉施設(施設・設備)整備補助			×	B	
28	遺族会補助		×		B	
29	戦没者遺族への援護(弔慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金等)				B	
30	福祉ボランティアセンターの設置				B	
31	秋田県都市福祉事務所協議会の開催		×	×	B	
32	社会福祉関係の表彰				B	
33	社会福祉審議会に関する事務		×		B	
34	行旅死亡人事務				B	
35	生活困窮者見舞金支給事務				C	
36	中国帰国者等支援関連事務		×	×	B	
37	ふれあい福祉基金(地域福祉・保健活動推進事業)事務				B	
38	各種団体補助金支給事務			×	B	
39	社会福祉施設業務省力化設備費補助金		×	×	B	
40	社会福祉施設産休等代替職員配置経費		×	×	B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(36) その他の福祉事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 福祉保健部の連絡調整課としての業務	・部内の予算経理 ・部内各課の連絡調整 ・公印(部長印、所長印等)の管理 ・福祉事務所職員の身分証明書の作成 ・福祉施策の総合調整 ・「福祉の概要」の作成 (所管施設の管理については個別シートに記載)	未実施(福祉保健課1課で対応)	未実施(福祉保健課1課で対応)		合併時に秋田市の制度に統一する。
2 生活福祉資金の貸付	修学資金等生活福祉資金の貸付については、市社会福祉協議会が行っている。	【概要】 生活福祉資金8種類の貸付けを行う。 【事務手順】 河辺町社会福祉協議会で受け付け 県社協へ進達 【実施時期】 随時	生活福祉資金貸付は県社福協による貸付制度要綱により町社福協が実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 福祉行政報告例関係	【目的・概要】 厚生労働省への福祉行政報告例の提出 厚生労働統計調査等については、国からの委託事業	【内容】 厚生労働省に提出する福祉行政報告例の作成、提出を行う。 福祉保健課内の各担当者が報告書を作成し、県に提出する。	【目的・概要】 厚生労働省への福祉行政報告例の提出		合併時に秋田市の制度に統一する。
4 福祉職員研修事務	福祉職員が県の実施する研修を聴講する場合の手続き等を行うもの	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 福祉現場実習生の受入事務	大学生、専門学校生の社会福祉援助技術現場実習の受け入れ手続き、実習指導を行うもの	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
6 地域福祉計画	社会福祉法に基づき、福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進の3つの事項を盛り込んだ計画を策定するもの	未実施	平成16年度に福祉にかかる住民の意識を探るアンケートを予定しているが、現時点では計画の作成予定はない。	秋田市では平成15年度中に地域福祉計画を策定することとしているが、河辺町と雄和町では策定の予定がない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
7 災害弔慰金、災害障害見舞金支給	災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ 生計維持者の死亡 500万円 ロ その他の者の死亡 250万円  災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ロ その他の者が障害を受けた場合 125万円	災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 イ 生計維持者の死亡 300万円 ロ その他の者の死亡 150万円  災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 イ 生計維持者が障害を受けた場合 150万円 ロ その他の者が障害を受けた場合 75万円	秋田市と同じ	条例で定める弔慰金・見舞金が、秋田市と雄和町は同額だが、河辺町の金額が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 災害援護資金貸付	災害を受けた世帯の世帯主に対し、下記の金額を限度として災害援護資金を貸し付ける。 療養に要する期間が概ね1月以上の世帯主の負傷の場合で イ 家財又は住居の被害金額がその価値の1/3の場合 150万円 ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ハ 住居が半壊した場合 270万円 ニ 住居が全壊した場合 350万円 世帯主の負傷がなく、かつ、 イ 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 ロ 住居が半壊した場合 170万円 ハ 住居が全壊した場合(二を除く。) 250万円 ニ 住居の全体が滅失又は流出した場合 350万円 利率3%・償還期間は10年	災害を受けた世帯の世帯主に対し、下記の金額を限度として災害援護資金を貸し付ける。 療養に要する期間が概ね1月以上の世帯主の負傷の場合で イ 家財又は住居の被害金額がその価値の1/3の場合 60万円 ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 120万円 ハ 住居が半壊した場合 140万円 ニ 住居が全壊した場合 180万円 世帯主の負傷がなく、かつ、 イ 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 60万円 ロ 住居が半壊した場合 80万円 ハ 住居が全壊した場合(二を除く。) 120万円 ニ 住居の全体が滅失又は流出した場合 180万円 利率3%・償還期間は10年	秋田市と同じ	条例で定める貸付限度額については、秋田市と雄和町は同額だが、河辺町の金額が異なる。(利率・償還期間については同じ。)	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 災害見舞金支給	火災や暴風、豪雨などによる災害を受けたり災者およびその家族に対し、下記の金額の見舞金を支給するもの 死者又は行方不明者 10万円 重傷者 3万円 全焼又は全壊 5万円 半焼又は半壊 3万円 床上浸水 1万円	未実施(ただし、自然災害により被害を受けた場合は、その時点で協議し、見舞金を支給した例がある。)	未実施	河辺町・雄和町両町は、この事業を行っていないので調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
10 民生児童委員協議会補助(負担金)	民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動を促進し、地域福祉の充実を図るために秋田市民生委員協議会負担金交付要綱により補助するもの。  民生委員活動費 @60,300円×609人 民児協活動推進費(民協割) @50,000円×36地区 民児協活動推進費(定数割) @2,200円×609人	民生委員活動費・民児協活動推進費とも単価は秋田市と同じ。 民生委員・児童委員数36人	民生委員活動費・民児協活動推進費とも単価は秋田市と同じ。 民生委員・児童委員数40人		合併時に秋田市の制度に統一する。
11 民生委員・児童委員活動補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の充実を図るため補助するもの  報償費 14,582千円 地区民児協会長 @31,000円×36名 一般委員 @23,500円×573名  補助金 地区民児協活動費補助金 429千円 @11,920×36地区	趣旨は秋田市と同じ  報償費 2,592千円 @72,000円×36名  委託料 360千円 @10,000円×36名	趣旨は秋田市と同じ  補助金 1,710千円 @42,750円×40名	委員1人当たりにかかる補助金額が3市町で異なるので、調整が必要	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
12 民生委員推薦会	<p>民生委員法の規定に基づき、民生委員・児童委員として適当な者を市長に推薦するもの。任期3年。法定の定数14名以内</p> <p>委員数14名。秋田市民生委員推薦会委員の任期(平成14年7月1日~17年6月30日)</p>	<p>概要は秋田市と同じ</p> <p>委員数7名</p>	<p>概要は秋田市と同じ</p> <p>委員数14名</p>	<p>厚生労働省通知によると、編入合併では、河辺・雄和両町の推薦会が解散し、秋田市の推薦会が存続するが、両町出身の委員がいなくなる。</p> <p>また、両町に秋田市民生委員推薦会準備会(各1地区)の設置が必要となる。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。(次の秋田市民生委員推薦会の委嘱期に両町出身の委員を委嘱する等調整する。また、両町に秋田市民生委員推薦会準備会を設置する。)</p>
13 市民児協との連絡調整	<p>秋田市民生児童委員協議会および各地区民生児童委員協議会の運営を推進することにより、地域福祉の充実を図る。</p>	<p>河辺町民生児童委員協議会の運営を推進することにより、地域福祉の充実を図る。</p>	<p>雄和町民生児童委員協議会の運営を推進することにより、地域福祉の充実を図る。</p>	<p>新市の活動を一本化する必要があることから、3民児協間で合併協議会(検討会・準備会)を設立し、組織、事業等基本的な事項について調整を図っていく。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。(両町の民児協が秋田市内の法定地区民児協のひとつになる。現在36 38)</p>
14 民生児童委員の研修	<p>民生委員・児童委員の資質向上のため、研修を行う。</p> <p>ア 会長研修 イ 役員宿泊研修 ウ ステップアップ研修会 エ 児童委員活動研修会 オ 市・市民児協合同研修会</p>	<p>未実施</p>	<p>未実施</p>	<p>秋田市のみ実施</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 社会福祉協議会補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【概要】 秋田市社会福祉協議会の行う各種社会福祉活動を支援し、地域福祉の向上を図るため、人件費等の補助を行うもの。</p> <p>【補助事業】 1 社会福祉協議会補助金(人件費補助) 46,910千円 社会福祉活動補助金(社協職員6人分の人件費の9割) ボランティア保険料等補助金 秋田市派遣職員人件費補助金</p> <p>2 ふれあいのまちづくり事業 4,146千円 ふれあい福祉相談センター設置補助 福祉協力員研修会等補助 地域福祉活動ネットワーク事業補助(14年度実績)</p>	<p>【概要】 河辺町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>【補助事業】 1 社会福祉協議会補助金12,105千円 事務局長(嘱託)および福祉活動専門員(社協職員)の人件費ならびに社協運営費 2 在宅福祉活動促進事業費補助金 6,550千円 ・在宅福祉活動相談員(社協職員1名)人件費 ・ネットワーク活動推進費 3 ボランティア活動費補助金 200千円 (社協内の連絡協議会へ運営費) 4 福祉教育推進費補助金 900千円 (町内6小中学校へ各150千円) (14年度実績)</p>	<p>【概要】 雄和町社会福祉協議会の行う法人運営・各種社会福祉活動を支援し、地域福祉向上を図るため、人件費等の補助を行う。</p> <p>【補助事業】 1 社会福祉協議会活動費補助金 5,563千円 ・事業費 ・社協職員人件費2名分(1/2+1/3) 2 福祉活動専門員設置費補助金 4,387千円 ・福祉活動専門員(社協職員1名)の人件費全額 3 在宅福祉促進事業費補助金 3,269千円 ・在宅福祉相談員(社協職員1名)の人件費全額 (14年度実績)</p>	3市町で補助を行っている内容を調整する必要がある。	3社協の合併後の体制を踏まえた上で、1市2町の合併時に統一する。
16 社会福祉協議会委託	<p>【概要】 福祉ボランティア活動希望者と派遣希望者を結ぶ機能として、ボランティアの登録・研修・広報などを行う秋田市ボランティアセンターの運営を秋田市社会福祉協議会へ委託するもの</p>	<p>【委託事業】 1 在宅老人福祉サービス事業 配食サービス 寝具洗濯乾燥消毒サービス) 2 心配事相談事業 3 ふれあい安心電話システム推進事業 4 在宅介護支援センター事業 5 シルバー人材センター事業</p>	<p>【委託事業】 1 介護保険認定事業(在宅・施設) 2 在宅介護支援センター事業 3 介護予防生活支援事業 4 ホームヘルパー派遣事業(障害者) 5 軽費老人ホーム花の家事業</p>	委託事業が、3市町で異なっているため調整を図る必要がある。	3社協の合併後の体制を踏まえた上で、1市2町の合併時に統一する。
17 社会福祉協議会との連絡調整	秋田市社会福祉協議会の運営の円滑化を推進し、地域福祉の充実を図るもの	秋田市と同じ	秋田市と同じ		3社協の合併後の体制を踏まえた上で、1市2町の合併時に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
18 ふれあい福祉相談センター設置補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	秋田市社会福祉協議会が主体となつて行う次の地域福祉活動事業に補助するもの。 ・ふれあい福祉相談センター 市社協内のふれあい福祉センターで、毎週月曜日から金曜日の週5日間、相談員3人体制で福祉・生活・介護などの相談に対応している。また、月1回(1月~11月)弁護士1名による無料法律相談を開催している。	河辺町社会福祉協議会が主体となつて、民生委員から交代で3人ずつで対応している。相談日は毎月末尾に2のつく日。年1回は弁護士による無料相談を実施している。 (社会福祉協議会委託に再掲)	未実施	河辺町の相談センターの取扱いについて、調整を図る必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。(河辺町の相談センターを秋田市社協のふれあい福祉相談センターに統合する。)
19 福祉協力員研修会等補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	秋田市社会福祉協議会が主体となつて行う地域福祉活動事業(福祉協力員の設置および研修会開催等)に対して補助するもの	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
20 地域福祉活動ネットワーク事業補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	秋田市社会福祉協議会が主体となつて行う次の地域福祉活動事業に対して補助するもの ・地域福祉活動ネットワーク事業 地区社協関係者が、地域の見守りが必要な世帯等に対して、月1回以上の安否確認を行い、高齢者等の孤立化を防ぐ見守りネットワーク事業を行う。	河辺町社会福祉協議会主体。ひとり暮らし老人等が、住み慣れた地域で少しでも安心して生活できるように、民生委員、近隣住民を主体とした小ネットの充実と町内会等との連携を図りながらネットワーク活動の推進に努める。	雄和町社会福祉協議会が主体となつて行う次の在宅福祉活動事業に対して補助するもの ・在宅福祉活動推進事業 ・在宅福祉相談員(社協職員)設置事業 在宅福祉活動専門員(社協職員)を設置し、相談活動を実施、また見守りが必要な世帯等に対して安否確認、孤立を防ぐ見守りネットワーク事業を実施	それぞれの事業内容について、統一化を図るなど調整が必要である。	3社協の合併後の体制を踏まえた上で、1市2町の合併時に統一する。



項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
21 市民小口資金および高額医療費支払資金貸付	<p>市社協を窓口として下記の貸付を行う。</p> <p>市民小口資金貸付 低所得者に対して、不時の出費に要する資金を貸し付け、経済的自立の助長を促す。 貸付金額 4万円 貸付期間 10ヶ月</p> <p>高額医療費支払資金貸付 高額医療費の支払が困難な者に対し、資金を貸し付け、生活の安定を図る。 貸付金額：高額療養費として支給される見込額 対象：高額療養費の貸付を他から受けることのできない者</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
22 社会福祉法人・施設の指導監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の設立認可</li> <li>・社会福祉法人の定款変更認可</li> <li>・社会福祉法人の指導監査(50法人)</li> <li>・社会福祉施設の指導監査(79施設)</li> <li>・社会福祉法人審査委員会事務</li> <li>・実施機関福祉施行事務の指導監査</li> <li>・社会福祉法人現況報告書の受理・点検</li> <li>・社会福祉施設指導改善管理台帳の作成</li> <li>・社会福祉法人等の厚生労働省報告事務</li> </ul>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
23 日本赤十字社関係	日本赤十字社秋田県支部の事業を補助し、福祉の増進に寄与するもの。  日赤秋田県支部への納付額 27,445千円 日赤秋田県支部からの社資募集交付金 5,352千円 うち事務費交付金2,679千円(社資・寄付金・法人社資の10%) うち事業費交付金2,673千円(社資・寄付金の10%)	趣旨は秋田市と同じ  日赤秋田県支部への納付額 1,541千円 日赤秋田県支部からの社資募集交付金 225千円 うち事務費交付金 8%(会議費、燃料費、旅費) うち事業費交付金 6%(災害積立、集金手数料) 日赤奉仕団 10,000円	趣旨は秋田市と同じ  日赤秋田県支部への納付額 1,746千円 日赤秋田県支部からの還付額 245千円 うち事務費交付金 8%(会議費、燃料費、旅費) うち事業費交付金 6%(災害積立、集金手数料) 日赤奉仕団 10,000円	事務局が、両町では社協内にあるが、本市では福祉事務所内にあるので、今後の事務取扱について協議が必要である。3市町で評議員数、事務費・事業費、分区分、社資目標額等が異なる。	3地区が合併することを前提に、日赤秋田県支部と評議員・事務費・事業費・社資目標額を話し合い決定することとする。
24 (河辺町)総合福祉交流センターの管理運営	未実施	【事業の目的】 健康、福祉、交流をキーワードにしながら保健や福祉、障害者や健常者といった垣根を越えた、柔軟かつ効率的な福祉サービスの展開を想定した、総合的な施設  【業務の内容】 1 河辺町福祉保健課保健衛生係 母子保健全般、母子健康手帳の交付、予防接種、集団検診、成人保健、栄養指導等 2 河辺郡介護認定審査会事務局 介護認定審査会に関する事務等 3 河辺町社会福祉協議会 地域福祉活動、ボランティア活動、デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業、シルバーバンク事業、老人クラブ等の各種福祉団体への支援等 4 河辺町在宅介護支援センター 介護に関する総合相談、介護保険の紹介申請手続きの代行、介護機器用品の紹介等  【施設の利用】 文化的使用、各種研修会、講演会、交流会、イベント等	未実施	河辺町総合福祉交流センターについては、有料施設(使用料免除規定あり)であり、料金設定について検討が必要。また、河辺町福祉保健課保健衛生係(職員4名、嘱託1名)について、本センター内に置いている事務室の取り扱いの検討が必要。さらに、同センターに事務局を置いている関連団体についても、その取り扱いの検討が必要  (参考) 使用料(1室当たり税込み、基本料金(4時間)) 交流ホールを除く各室4,200円 交流ホール21,000円 なお、町民が使用する時は、使用料を免除できる。	総合福祉交流センターの使用料は、合併後も現行どおりとする。管理運営については、当該施設が河辺町独自の施設である性格を踏まえ、合併後の河辺地域の出先機関が行う。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
25 老人福祉センターの管理運営	<p>【目的】 高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康増進、レクリエーション等の便宜を提供するために設置(利用料金：無料)</p> <p>【概要】 ・平成3年4月オープン ・所在地：八橋南1丁目8-2 ・延べ床面積：3,161.5㎡(3階建て) ・施設内容：事務スペース、相談室、浴室、作業所、一般食堂等を設置 ・運営は社会福祉協議会に委託。なお、社会福祉協議会などの福祉関係団体、在宅介護支援センターが入居しているほか、老人デイサービスセンターも併設している。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 御所野交流センターの管理運営	<p>【目的】 児童と高齢者等の世代間の交流を図るとともに、健康に関する相談等の便宜を供与するために設置(利用料金：無料)</p> <p>【概要】 ・平成9年4月オープン ・所在地：御所野下堤5丁目1-6 ・延べ床面積：1,169㎡ ・施設内容：多目的ホール、親子プレイルーム、会議室等を設置 ・運営は社会福祉法人「秋田けやき会」に委託</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
27 社会福祉施設(施設・設備)整備補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 社会福祉法人が行う施設・設備整備に対し助成する。</p> <p>【概要】 1 施設・設備整備時の補助 国の補助金交付要綱に基づく補助対象経費について、国1/2、市1/2(法定1/4、市単1/4)を補助する。</p> <p>2 施設・設備整備時の無利子貸付 新たな施設整備に対しては、予算化しない。</p> <p>3 施設・設備整備時に福祉・医療機構から借り入れした資金の償還元金の補助(老人福祉施設は利子補助もあり) 平成12年3月31日までの借り入れについて、毎年の償還元金の1/2(通所施設は1/4)を補助。老人福祉施設に関しては、利子についても1/2を補助(16年度の新規整備分から廃止)</p> <p>4 秋田けやき会に対する建設費借入金の償還金補助 中央地区老人福祉総合エリアにおいて、特別養護老人ホームおよびケアハウスを設立・運営している秋田けやき会に対して、市の主導により設立した社会福祉法人であることを踏まえ、建設費借入金(民間金融機関からの借入金を含む)の元利償還金を補助している。(償還は28年度まで)</p>	<p>【目的】 社会福祉法人が行う施設・設備整備に対し助成する。</p> <p>【事業内容】 デイサービスセンター建設費補助 河辺荘暖房設備改修費補助</p>	<p>【目的】 社会福祉法人が行う施設・設備整備に対し助成する。</p> <p>【概要】 社会福祉法人に対し、国、県の補助金交付要綱に基づく補助対象経費について、補助する。 町単独補助はなし。</p>	秋田市が単独事業として実施している部分の取扱いについて調整が必要。また河辺町の償還金補助の取扱いについても調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
28 遺族会補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	秋田市遺族会へ補助を行い、運営活動の促進を図る。  平成14年度実績 180千円	町からは補助を行っていない。 (参考)町主催による「河辺町戦没者追悼式」を実施している。	雄和町遺族連合会へ補助を行い、運営活動の促進を図る。 ・町戦没者追悼式を連合会で実施 ・事務局を福祉保健課に設置し、連絡調整等を実施 平成14年度実績 210千円	各市町で補助している補助金等を今後も継続していくかどうか。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
29 戦没者遺族への援護 (甲慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金等)	国の事業の受付窓口であるため、経費等の発生はない。 ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給申請の受付・進達 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給申請の受付・進達 ・戦没者父母等に対する特別給付金支給申請の受付・進達 ・平和条約国籍離脱者である戦没者遺族に対する甲慰金の支給申請の受付・進達 上記の対象者からの申請・相談があれば受け付ける。 該当者に対しては、申請指導を行っている。上記以外の戦没者関係の甲慰金についても同様	秋田市と同じ	秋田市と同じ		合併時に秋田市の制度に統一する。
30 福祉ボランティアセンターの設置	【目的】 市民がボランティア活動に積極的に参加できるよう支援を行い、ボランティア活動の推進を図る。  【概要】 社会福祉協議会に運営委託し、ボランティア活動への参加希望者とボランティアを必要とする者の登録および相互の斡旋を実施 14年度の新規登録者：個人 96、団体 227 14年度末実登録者：個人891、団体 4,600 14年度紹介数：個人136、団体 99 利用料：無料	【目的】 町民がボランティア活動に積極的に参加できるように支援を行い、ボランティア活動の推進を図る。  【概要】 社会福祉協議会に運営委託し、ボランティア活動への参加希望者とボランティアを必要とする者の登録及び相互の斡旋を実施 14年度登録者：個人20 団体11  河辺町社会福祉協議会に委託	【目的】 町民がボランティア活動に積極的に参加できるように支援を行い、ボランティア活動の推進を図る。  【概要】 社会福祉協議会に運営委託し、ボランティア活動への参加希望者とボランティアを必要とする者の登録及び相互の斡旋を実施 14年度登録者：個人 9 団体22  雄和町社会福祉協議会に委託		合併時に秋田市の制度に統一する。
31 秋田県都市福祉事務所協議会の開催	【目的】 県内 9 市の福祉事務所の情報交換のため、協議会を組織している。  【概要】 例年10月頃に研修会を開催し、情報交換を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
32 社会福祉関係の表彰	<p>【目的・概要】 以下の表彰に関する推薦業務 ・県社会福祉協議会長表彰 ・県知事表彰 ・厚生労働大臣表彰</p>	<p>総務課が所管する町長表彰に係る福祉関係者の推薦 民生委員の表彰者の推薦</p>	<p>【目的・概要】 以下の表彰に関する推薦業務 ・県社会福祉協議会長表彰 ・県知事表彰 ・厚生労働大臣表彰</p>		<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
33 社会福祉審議会に関する事務	<p>【目的】 社会福祉法の規定により、中核市に社会福祉に関する施策の調査審議を行うため、設置されているもの</p> <p>【組織】 市長が任命する市議会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験者により構成される。 参考(開催回数・平成14年度実績) 全体会 2回 分科会 児童専門分科会 1回 障害者専門分科会 1回 高齢者専門分科会 4回 民生委員審査専門分科会 1回 地域福祉専門分科会 4回 平成15年度の委員数 44人</p>	未実施	<p>【目的】 町の福祉事業について審議し、住民福祉の向上を図ることを目的に設置</p> <p>【組織】 町長が委嘱する公共的団体の代表者、住民代表により構成</p>	<p>社会福祉法の規定により設置している本市の審議会が存続すべきであると考えますが、両町からの委員が存在しないため、配慮が必要となる。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。(秋田市社会福祉審議会に新たに両町出身者の委員を委嘱する等の調整を行う。)</p>
34 行旅死亡人事務	<p>警察署から身元不明の死亡人があった旨の連絡があった場合、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づき、下記の事務を行うもの 司法解剖終了後、遺体の引き取り 遺体の火葬 遺骨を寺に安置 行旅死亡人に関する公告 1年後：無縁仏供養祭の開催および埋葬</p>	秋田市と同じ	秋田市と同じ		<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
35 生活困窮者見舞金支給事務	<p>生活保護世帯の季節的需要と自立更生ならびに結核予防法に基づく命令入所患者の生活意欲、社会復帰意欲の向上のため支給するもの</p> <p>【支給時期】 8月・12月 【内容】 夏季見舞金 基準日：7月1日 支給金額 3,200円～(一人増える毎に100円増)</p> <p>冬季見舞金 基準日：12月1日 支給金額 3,900円～(一人増える毎に100円増)</p> <p>(平成16年度廃止予定)</p>	<p>身体障害者および知的障害者に対し、見舞金を支給することにより、その自立の一助に資することを目的とする。母子および父子に対し、その自立の一助に資するため支給する。</p> <p>【支給時期】 毎年12月 【内容】 身障手帳 1、2級 療育手帳A 年額 6千円 身障手帳 3、4級 年額 4千円 身障手帳 5、6級 療育手帳B 年額 3千円 扶養児童1人(母子および父子) 年額 3千円 扶養児童2人以上(母子および父子) 年額〔3千円+(扶養児童数-1)×1千円〕</p>	<p>要援護者に対し、支援金を支給しいくらかでも生活安定のための援助と併せて町商工業の振興にも寄与し、町民の相互援助の精神を培う。</p> <p>【支給時期】 毎年12月 【内容】 単身老人 75歳以上 7千円 身体障害者手帳1級および療育手帳A所持者 10千円 母子家庭(長子18歳に達する日以降の最初の3/31まで) 10千円 身体障害者手帳2級および療育手帳B所持者 7千円 厚生労働省難病対策要綱による難病患者 10千円</p>	1市2町で事業内容が異なるので、調整が必要となる。	合併時に事業を廃止する。
36 中国帰国者等支援関連事務	<p>中国残留邦人等の一時帰国に対し、帰国後の支援を行うもの</p> <p>【見舞金額】 永住帰国者 1世帯につき 100,000円 家族一人につき 10,000円 (市外出身者の場合は5,000円) 一時帰国者 1世帯につき 20,000円 再渡航時銭別 20,000円 (再一時帰国者(1世帯につき)10,000円)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
37 ふれあい福祉基金(地域福祉・保健活動推進事業)事務 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	民間団体が行う保健・福祉・医療活動であって、広く市民福祉の向上に寄与すると認められた事業に対して補助金を交付する。 その財源は、平成3年度に地方交付税措置で設立された「秋田市ふれあい福祉基金」である。 (平成14年度実績) 4団体 1,004千円  現在高 905,846千円 うち果実分 9,422千円 (15年度当初)	現在高 194,413千円(うち果実分10,418千円) 果実分に他の一般会計から拠出した金額を加えて、補助を行っている。 【補助対象】 河辺町社会福祉協議会 【補助内容】 福祉教育推進費補助金 ボランティア活動費補助金	現在高 50,000千円(果実分は毎年一般会計に充当し、一般会計から補助を行う) 近年は運用益が少ないため、補助は行わず、一般会計に繰り入れるのみ	3市町で、補助内容等が異なる。	合併時に秋田市の基金および制度に統一する。
38 各種団体補助金支給事務 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	社会福祉団体に対して補助し、その運営および活動の促進を図るもの  (平成14年度実績) 秋田市河辺郡傷痍軍人会 40千円 秋田地区保護司会 100千円	趣旨は秋田市と同じ  (平成14年度実績) 秋田地区保護司会河辺分区会補助金 90千円	未実施	3市町で補助団体が異なる。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
39 社会福祉施設業務省力化設備費補助金 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	社会福祉施設等が職員の業務省力化を図るために行う設備整備に対し、補助金を交付する。 対象 ・介護用機器(特殊浴槽等)、厨房用機器(食器洗浄器等)等 補助基準額 ・1施設当たり500万円(一部施設は200万円)以上1,000万円以下 ・1品目50万円以上	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
40 社会福祉施設産休等代替職員配置経費 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	社会福祉施設等の職員が、産休等の長期休暇を取る場合、その代替となる職員の人件費を補助する。 対象 産休：産前、産後 8 週間(上限80日) 療養：30日経過後60日以内(上限20日) 補助対象額 6,000円×勤務日数	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。